

1つのアディル、それぞれのアディル

——マレー世界における公正／正義概念の展開

山本 博之

京都大学地域研究統合情報センター

はじめに

本稿の目的は、この論集に収められている論考の内容を紹介し、論集全体を通じた議論を示すことである。ただし、序文でも触れられているように、この論集に収められているのはいずれも試論であり、したがって本稿の議論も試論として位置づけられるべきものである。

現代的な関心から見たとき、東南アジアにおける「公正／正義」という課題を設定する背景には、近年のインドネシアとマレーシアで党名に「クアディラン」を掲げる改革派政党が勢力を伸ばしていることがある。インドネシアの福祉正義党(PKS)とマレーシアの人民公正党(PKR)は、日本語文献では「正義党」と「公正党」と訳し分けられることもあるが、いずれも「アディル」(adil)の派生語である「クアディラン」を掲げる政党である¹。どちらも1998年頃にそれぞれの国でレフォルマシ(改革)運動が展開された時期に結成されたという共通点もある。マレー・インドネシア語で「正義」、「公正」を意味するアディルがアラビア語のアドルに起源を持ち、しかもマレーシアやインドネシアを含むマレー世界においてはイスラム教が社会において大きな影響力を持っていることから、マレーシアとインドネシアにおける「クアディラン」政党の党勢拡大は東南アジアにおけるイスラム教の影響が増大していることをうかがわせる。

この現代的な関心を念頭に置いた上で、単に現代のマレーシアとインドネシアを並べた比較にとどまらず、中東におけるアドル(公正)概念が東南アジアにもたらされ、在地社会に定着していく歴史的な過程を踏まえて「公正／正義」概念を捉えようとする研究プロジェクト(アディル研究会)が実施された。アディル研究会は、京都大学地域研究統合情報センターの公募共同研究「公共領域としての地域研究の可能性——東

南アジア海域世界における「福祉」の展開を事例として」(2008-2009年度、研究代表者：西尾寛治)によって組織された。2008年12月6日に日本マレーシア研究会(JAMS)の第17回研究大会で「アディル(公正)をとおしてみたマレーシア、インドネシアの社会」と題するシンポジウムを行い、また、このシンポジウムを発展させる形で、2009年6月7日に東南アジア学会第81回研究大会におけるパネル発表「マレー世界におけるアディル(公正／正義)概念の展開」を行った。

この論集は2回の研究集会を含めたアディル研究会の活動成果をまとめたものである。ただし、2回の研究集会の報告者や討論者には、諸事情によりこの論集に論考が収められていない人たちもいる。本稿では、論考が掲載されていないものを含めて、2回の研究集会におけるそれぞれの報告・論考を紹介し、全体の議論の中で各論考を位置付ける²。

本稿の残りの部分は3つの部分から成る。

第1節の「イスラム教に根差したアディルの時代」では、中東のアドル(公正／正義)概念が東南アジアにもたらされ、マレー・インドネシア語のアディル概念として受容された過程を扱う。アディルはイスラム教に根差した公正／正義概念であり、この時期のマレー世界で公的領域に関わるアディルの源泉はイスラム教のみであったと言ってよい。その上で、為政者がアディルであることを誰がどのように保証するのか、何をもちて為政者がアディルであるとするのか、また、為政者がアディルでない場合に臣下や民衆はどのように対応すべきかなどが議論の中心となる。

第2節の「複数のアディルが共存する時代」では、イスラム教のほかに西洋近代というアディルの源泉がもたらされ、複数のアディルから選択する必要が

1 マレー・インドネシア語における「アディル」は形容詞であり、名詞として用いるならばその派生語である「クアディラン」を用いるべきであるが、ここでは便宜上アディルとクアディランを厳密に区別せず、どちらも名詞のように扱っている。

2 JAMS研究大会のシンポジウムでは弘末雅士(立教大学)と井口由布(立命館アジア太平洋大学)、東南アジア学会のパネル報告では弘末雅士、宮脇聡史(東京基督教大学)、西芳実(本論集第7章担当)がそれぞれ討論者として参加した。討論者から出された議論は、報告者や他の参加者との討論内容を踏まえて、発言者名を特に示さずに本稿に織り込む形で紹介されている。

生じた時代が対象である。脱植民地化によって近代国民国家が形成されたインドネシアおよびマレーシアにおいて、公的領域におけるアディル概念は西洋近代における公正／正義概念の上に組み立てられ、実施されることになった。他方で、私的領域においてはイスラム教に根差したアディル概念が維持されていたと考えられる。1990年代以降に国政の改革要求運動が高まると、アディルを掲げて公権力に参加しようとする動きが登場し、その動きの一部をイスラム的価値観と結びつける見方が存在していた。

第3節の「アディルの追求がアディルの実現を保証しない時代」では、(1)自らの領域内でアディルが実現されたとしても領域外でアディルが実現されなければ自らの領域内でのアディルの実施に困難が生じることから、領域外でもアディルの実現を求めようとする試み(マレーシア)、(2)自らの領域の境界が明確でなく、領域外からアディルについて異なる考えを持った人々が流入する状況において、社会におけるアディルの実現とはどのようなことを指し、その主張を他者に了解させる議論の公正さを保証するにはどのような工夫があるか(サバ)、(3)互いに異なるアディルを掲げる複数の勢力が対立し、もはや特定のアディルを掲げることがアディルの実現に結びつかない状況において、社会全体でのアディルの実現ではなくそれぞれが自分自身におけるアディルの実践に努めようとする姿(インドネシア)がそれぞれ扱われている。

1. イスラム教に根差したアディルの時代

1.1 中東におけるアドル概念

新井和広(本論集第2章)は、中東地域におけるアドル(公正)概念を整理・紹介している。アドルは「均衡を保つ」、「バランスをとる」を原義とし、ズルム(不正)を対概念とする。10世紀までに、ムウタズィラ学派が5大原則の1つとして「神の正義(アドル)」を掲げた。また、10世紀に活躍した法学者であるマーワルディーは、公的任務を行う者であるイマームらが備えるべき要件の1つとして公正を挙げ、淫欲にふけるなど道徳的欠陥が生じた場合には公正さを失い、公的任務を遂行する資格を失うと唱えた。しかし、現実の社会においては公正でない為政者も存在した。為政者のズルムや圧政に対する異議申し立てのためにマザーリム法廷が置かれ、不正を排除する場として機能した。民衆も独自の公正観を持ち、これが侵害されたと感じた

ときには為政者に対して異議申し立てを行い、ときに暴動を行った。後に中東に西洋近代が及んで社会におけるイスラム法の権威が低下すると、イスラム法の施行やイスラム国家の建設そのものが社会的公正の実現につながるとする考え方が生まれた。

1.2 前植民地期のマレー諸国におけるアディル概念

西尾寛治(本論集第3章)は、17世紀から19世紀初期までのマレー系国家におけるアディル概念に焦点を当てている。12世紀後半にマレー諸国にイスラム教が伝わるに伴い、アラビア語のアドルはマレー語のアディルとして受容されたが、中東ではアドルが政治と経済の両面で追求されたのに対し、マレー諸国においてアディル概念はもっぱら政治的な文脈で問題となった。1603年にアチュで編まれ、統治の指南書としてマレー諸国で広く読まれた『タジュ・アル・サラティン』は、ザリム(不正／暴虐)やアニアヤ(不正)な統治を批判し、そのような為政者に対して敵対することを奨励した。しかし、ほぼ同じ時期の1612年にジョホールで編まれ、王家の支配の正統性を書き著した『スジャラ・ムラク』では、為政者に臣下虐待を禁じる一方で臣下にはザリムな為政者にも服従することを求めており、為政者に対するドゥルハカ(意に背くこと)は極めて異例であると見られていた。17世紀にマレー諸国にイスラム教が浸透し、王権概念が相対化される契機となった。18世紀以降にはマレー世界の各地で統治に関する規定が書き記され、その中には『ムラクのラジャの慣習』のようにザリムな為政者は廢位・罷免できるとするものも現れた。さらに、19世紀に書かれた『アブドゥッラーの航海記』は、イギリス人が統治する海峡植民地と比較して、マレー諸国では為政者が住民生活の繁栄を重視しておらず、このためアディルでないと評していた。

中東からマレー世界にアドル概念が持ち込まれた際には、アディルは神との関係において規定され、為政者が臣下を適切に扱うことを神に約束するものだった。為政者と神との約束であるため、臣下は為政者のアディルの有無を判断したり異議申し立てを行ったりすることは認められなかった。17世紀にイスラム教が浸透すると、為政者は神の教えの体現者としての地位を独占できなくなり、また、プギス人の域内移動などにより為政者が自分たちと異なる文化背景を持つ人びととの関係を明文化する必要が生じ、この過程で、為政者がアディルであるかどうか

政者の資質と結び付けられて理解されるようになった。さらに、イギリス人がマレー諸国に到来すると、住民生活を重視した統治が行われているかどうかによって為政者がアディルであるか否かを判断する考え方がもたらされた。このように、アディルは為政者が臣民や民衆に対して実施すべきものであり、アディルの体現に失敗すると為政者としての資質に欠けると判断されるが、いずれにしろ、アディルとは為政者が体現すべきものと理解された。

1.3 植民地下のジャワにおけるアディル概念

菅原由美(天理大学)による「オランダ領東インド・ジャワの抵抗運動におけるアディル」は、ラトゥ・アディル概念とアフマッド・リファイの2つの事例を扱った。前半では、19世紀半ばから20世紀前半のジャワで頻発した「ラトゥ・アディル」(正義王)を自称する指導者たちが率いた抵抗運動について論じた。ジャワでは、マタラム王国時代にオランダの影響力が拡大して王宮の権威が低下すると、ディポヌゴロがラトゥ・アディルを自称して「異教徒」に対する聖戦を宣言した。その後もラトゥ・アディルを名乗る人びとが現れた。ラトゥ・アディル概念は「戦わずとも立ち上がるだけで世の中が変わる」として理解され、後にインドネシア共産党は新聞を通じてラトゥ・アディル概念を広めたという。後半では、1840年代から60年代にかけてジャワで書物の執筆や布教を行ったイスラム教指導者のアフマッド・リファイが、オランダの統治制度に組み込まれている王や官吏をザリムであると批判し、これらによる儀式を認めず、自分の支持者に儀式をやり直させたことが紹介された。

外国人による統治が現実のものとなると、王にはアディルを実現できないことが人びとの目に明らかになった。このような状況で、王にかわってアディルの実践者になろうとするウラマーが登場した。人びとから信頼されているウラマーがアディルであるとされ、また、ウラマーの中にもアディルでない者がいるとされたことは、宗教ではなく民意がアディルを規定すると理解されていたことを示している。ここで見られるのは、マレー諸国とは対照的に、為政者がアディルであるかないかを問うことで社会におけるアディルの実現を求める態度ではなく、為政者がアディルを体現できない場合には自らがアディルを実現しようという考え方である。

2. 複数のアディルが併存する時代

2.1 現代マレーシア政治におけるアディル

篠崎香織(本論集第4章)は、独立後のマレーシアの事例を政党政治の展開という側面から論じている。焦点を当てているのは、党名にクアディランを冠し、社会変革を志向する人々の支持を集めている人民公正党(PKR)である。1998年に経済危機を契機にマハティール首相とアヌアール(アンワル)副首相の対立が顕在化し、アヌアールは副首相を解任され、与党・統一マレー人国民機構(UMNO)から追放処分を受けた。アヌアール支持者らは汚職防止などの目標を掲げてレフォルマシ(改革)運動を開始し、その過程で設立された非政府組織(NGO)が基盤となって国民公正党が結成され、後に人民公正党となった。当初人民公正党はUMNOに不満を抱くマレー人を多く引き付けたが、PKRは政権奪取のために民族性を超えた支持調達を必要とした。そのため、同党が掲げる「公正」は、一部でイスラム的価値の要素を含みながらも、イスラム的価値によらないものとして提示されている。

2.2 現代インドネシア政治におけるアディル

見市建(岩手県立大学)による「インドネシアの福祉正義党(PKS)による「正義」の実践」は、インドネシアの福祉正義党(PKS)について論じている。インドネシアでは、1970年代末以降の大学キャンパスにおけるイスラム宣教活動などを背景とし、1998年のスハルト体制の崩壊を受けて正義党が結成され、後に福祉正義党に発展した。「宣教政党」を自任するが、一般有権者に対しては急進的・排他的なメッセージを与えないよう注意を払い、汚職撲滅や社会福祉活動によって支持を拡大していった。しかし、地方首長選挙への参加などを通じて、世俗的である闘争民主党との連立候補擁立など、「普通政党」化が見られる。2009年にはインドネシアの初代大統領であるスカルノを掲げてナショナリズムを訴えることも行われている。このように、最近の福祉正義党はイスラム的価値に基づくナショナリスト政党としての側面を持っており、イスラム的価値とナショナリズムの関係が検討されている。

岡本正明(京都大学)による「インドネシア、4度目の「正義」の時代：イスラーム主義政党の均衡と現実主義の政治」は、2009年以降の福祉正義党の変貌を「党

勢拡大による現実主義派の台頭」と捉えた上で、地方における福祉正義党の活動の実態としてバンテン州の事例を紹介した。バンテン州では、ジャワラ(私的護衛団を従えた地元実力者)として知られるハサンが長女のアトゥトを州の副知事に当選させ、長女を通じて州行政に干渉し、「州総督」として振舞っていた。福祉正義党はハサンらの「公共事業へのたかり」を批判して州知事選挙で対抗馬を擁立したが、当選には至らなかった。その一方で、バンテン州内のタンゲラン県では、ゴルカル党所属の現職県知事に対抗してハサン派と福祉正義党が合同で候補を擁立した(ただし選挙では現職が当選した)。これに対して岡本は、「声高な正義の標榜の時代の終わり」と見て、福祉正義党は現実主義によって長期的な支持の確保を求めたと分析している。

2.3 アディル概念とイスラム的価値

インドネシアの福祉正義党はイスラムの価値を掲げているものの、その内実は見市報告が示唆するように極めて西洋近代的である。

インドネシアの国家原則であるパンチャシラに社会正義(keadilan sosial)が挙げられており、インドネシア共和国憲法にも同じ言葉が出てくるように、クアディランあるいはアディルは独立当初からインドネシアにおける基本概念である。地方裁判所(pengadilan negeri)、高等裁判所(pengadilan tinggi)、宗教裁判所(pengadilan agama)などの用法に見られるように、これらの国家制度における「アディル」、「クアディラン」はイスラム色が抜けたものとなっている。さらに、スカルノ大統領はアディルについて説明するときオランダ語から用例を引いて説明していた。アディルはもともとイスラム教と結びついてマレー世界に持ち込まれたものだが、独立後にはイスラム性とアディルの意味が分離してしまっている。これに対し、福祉正義党ではアディル概念とイスラム的価値が結びついているようにも見える。1998年以降にアディルにイスラム的価値という新しい内容が加えられたという見方も可能であり、その妥当性は今後の検討課題である。

2.4 正義と公正

マレーシア研究とインドネシア研究でクアディランが「正義」と「公正」に訳し分けられていることと関連して、「アディルとは何か」ではなく「アディルを実

践するのは誰か」との観点から考えてみたい。

マレーシアでは社会秩序の管理を託された公権力は自らが独占的にアディルであろうとし、また、アディルであることが国民から求められる。そのため、競合する政治勢力どうしは、公権力を自らの手にすることでアディルを実現しようとする。公権力を手に入れるためには適正な手続きに従う必要がある。ここに見られるのは、アディルが実現される場合は1つであり、したがってアディルを体現する者も1つであるという理解である。この考え方は、西尾報告に見られるマレー諸国におけるアディル概念とも通じるものがある。

これに対し、インドネシアではアディルの実現のためには必ずしも公権力の掌握を必要としないと考えられる。公権力がアディルでないにもかかわらずそれを覆すことができない場合には、私的領域においてアディルを実践するという選択肢もありうる。これは菅原報告におけるジャワのアディル概念と通じるものがあり、いずれも1つの場で複数のアディルが互いに競い合っていると見るができる。

3. アディルの追求がアディルの実現を保証しない時代

本論集には、これまでに紹介したうちの新井、西尾、篠崎による論考に加えて、アディル研究会のメンバーである川端隆史、山本博之、西芳実による論考も掲載されている。これら3つの論考は、いずれも近年のマレーシアおよびインドネシアにおける公正／正義のありようを検討したものである。それらの論考では、アディルやそれに類する言葉の使われ方に焦点を当てて公正／正義にアプローチするのではなく、それぞれの地域的特性や時代性を考慮した上で、そのような特性を持った地域において公正／正義の実現のためにどのような努力や工夫が見られるかを論じている。3つの論考が掲げる地域的特性や時代性はそれぞれ異なっているが、領域内で公正／正義を追求しても必ずしも公正／正義の実現が期待できないという点は3つの事例に共通している。

3.1 国際社会における公正／正義の実現

川端(第5章)は、マハティール政権期以降のマレーシア外交を対象として「公正／正義」概念の予備的な考察を試みている。アブドゥッラー政権が公表した外交の「戦略計画」をもとに、「fair」、「justice」そして

「equal」という言葉に注目してその内容を分析した川端によれば、マレーシアは、国際社会において貿易立国としての地位を確立させるため、外交を通じて国際社会における正義を実現し、それが保たれている状態として平等な国際社会を作り出そうとしている。川端は、このように外交政策を整理した上で、米国の対テロ政策をめぐる議論、イスラミ的な価値を反映した経済政策、国連の平和維持活動への参加、南南協力の事例をそれぞれ紹介して検討している。

対テロ政策では、マレーシアがアフガニスタン空爆とイラク戦争に反対した際に、イスラム教の論理によって非イスラム世界を批判したのではなく、普遍的な価値観に基づいた主張がなされた。イスラム金融とハラール産業では、世界の金融市場およびハラール市場においてマレーシアが大きな存在を示しており、これらの経済政策を進めることですべての人びと、文化、宗教によって敬意が払われる価値観が世界に浸透することが期待されている。さらに、マレーシアは国際社会における正義／公正の実現に寄与するためにPKOを派遣し、また、開発途上国が技術協力や経済協力を通じた自発的發展に向かうように南南協力も積極的に行っている。ある国における不正義が国境を越えて他の国に悪影響を及ぼしうるとの懸念を抱くマレーシアは、自国における正義の実現のためには国際社会における正義の実現を求める必要があることに気づいた。これを川端は「小国」であるがゆえの戦略とまとめている。

3.2 流動性の高い社会における公正の確保

山本(第6章)は、社会的流動性が高い社会における公正概念について検討している。マレーシアの一州であるサバは、社会的流動性が高い東南アジアにおいても特に流動性が高く、近隣地域から合法・非合法に入境する人びとが後を絶たず、しかもそのうち数十万人にマレーシア国民の身分証明書が違法発給されたとも言われている。この章では、常に人びとの出入りが激しく、しかも互いに異なる文化背景を持つ人びとが入り出す社会において、公正とはどのように追求可能であり、そしてそのような議論の公正性はどのように保たれるかが検討されている。

対象とする事例は、人民公正党(PKR)のサバ州における中心的政治家であったジェフリー・キティガンである。ジェフリーの著作『サバに公正を』の分析を通して、連邦制国家マレーシアにおける公正に関す

るジェフリーの見解を整理し、(1) 連邦議会における代表性、(2) 与党・国民戦線による民族分割統治、(3) 外国人による違法投票、(4) 財政配分における公正の各項目が論じられている。『サバに公正を』がマレー語と英語で書かれていることが象徴するかのよう、ジェフリーの唱える公正はマレーシア国内と国際社会の両方に向けて書かれており、そこではサバが公正実現の枠組として捉えられている。また、データを数値で示し、新聞等の公器に掲載された記事を示して議論することなどに、社会的流動性が高い社会において議論の公正性を保とうとする工夫が見られる。

3.3 公正を支える単一の枠組が存在しない状況での公正の追求

西(第7章)は、「リスク社会」という観点から現代インドネシアの公正／正義概念にアプローチしている。リスク社会とは、しばしば「さまざまな危険にさらされた社会」と誤解されるが、「第三者の審級」に対する信頼が失われ、王権、神、学問などいずれによっても「正解」が与えられず、そのような制限の中で自らの責任で「成解」(与えられた条件において成立する解)を見つけざるを得ない社会を指す。これは、自らの選択の結果もたらすリスクを自らが引き受けなければならぬ「リスク引き受け社会」である。このような社会においては、場の全てにおよぶアディルの実施は期待できない。西は、このような状況における安寧、豊かさ、安定を確保するための試みを検討した。

現在のインドネシアでは、この問題が特に顕著に現れる事例として国境を越えたテロと自然災害の2つが挙げられる。西は国境を越えたテロとの関連で、インドネシアの映画におけるイスラム教の描かれ方に目を向ける。従来のインドネシア映画では、イスラム教は農村における文明として描かれ、イスラム教の知識を持つキアイが黒魔術の影響下にある村落の暗闇を切り開くという役割を担っていた。これに対し、現在インドネシアで人気を博している『愛の章』やバリ島のテロ事件を扱った『楽園への長い道』などの映画では、キアイのように問題を最終的に解決する存在は登場しない。イスラム教はイスラム教であることだけでは救済の源泉足りえず、信仰のありようが問われることになる。

また、2004年のインド洋津波(スマトラ沖地震津波)以降自然災害が多発しているインドネシアでは、災害対応の関連書籍が多く刊行されており、そこでは

防災だけでなく災害発生後の救援をうまく受け取るための心構えも記されている。グローバル化の時代においては、さまざまなものが国外からもたらされる。国境を越えて災厄をもたらす災害やテロだけでなく、支援活動のような積極的な意義を持つものも国境を越えてもたらされる。また、国境の外からもたらされたものに対応した結果は、しばしば容易に国境の外に持ち出され、国外の人びとにも伝えられることになる。この過程は、個別の地域社会がローカルな立場に身を置いたままで、普遍的価値をもつ論理を生み出し、それを世界に提示する試みとして見ることができる。

おわりに

本論集の議論は以下のようにまとめられる。なお、冒頭でも述べたように、この論集の所収論考はいずれも試論であり、したがって以下の結論もその意味で暫定的なものである。

第一に、中東からマレー世界にもたらされたアディル概念は、マレーシア(マラヤ)とインドネシアでマレー・インドネシア語のアディルとして定着した。ただし、マレーシアでは常に為政者／公権力がアディルを実現すると考えられていたのに対し、インドネシアでは為政者／公権力がアディルを実現できそうにならない場合には私的領域においてアディルを実現すればよいと認識されている。

第二に、アディルはもともとイスラム教と結びついてマレー世界にもたらされたが、植民地化と独立を通じて、公的領域においては西洋近代の公正／正義概念に基づいて諸制度が形作られた。

第三に、1990年代末にマレーシアとインドネシアでアディルを掲げる政党がそれぞれ結成され、数年のあいだに勢力を大きく伸ばした。どちらもイスラム的価値を含んだ政党であるが、そこで語られているアディルはなお西洋近代的な特徴を備えたものとなっている。

第四に、「小国」、「社会的流動性の高い社会」、「リスク社会」などの特徴を持つ社会における公正／正義概念およびその実現を目指すさまざまな工夫が見られ、そこで得られた工夫はマレー世界の枠組を超えて他地域にも適用可能なものとなりうる。